

第六一回

参第一七号

労働基準法の一部を改正する法律（案）

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 妊娠中の女子が第六十五条の二の規定によつて休業した期間

第十九条第一項中「並びに産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後三十日間」を「、産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後三十日間並びに妊娠中の女子が第六十五条の二の規定によつて休業する期間」に改める。

第三十九条第五項中「及び産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業した期間」を「、産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業した期間及び妊娠中の女子が第六十五条の二の規定によつて休業した期間」に改める。

第六十五条第一項及び第二項中「六週間」を「八週間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十五条の二 使用者は、つわりのため就業が著しく困難な女子が休業を請求した場合においては、その者の就業が著しく困難な間は就業させてはならない。

第一百二十条第一号中「第五十九条、」の下に「第六十五条の二、」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、政令で定める。

（経過措置）

2 この法律の施行前に産後六週間を経過した女子の当該出産に係る就業させてはならない期間については、なお従前の例による。

（健康保険法の一部改正）

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「四十二日」を「五十六日」に改める。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

4 この法律の施行前に分娩の日以後四十二日を経過した被保険者の当該分娩に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正）

5 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「四十二日」を「五十六日」に改める。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この法律の施行前に分娩の日以後四十二日を経過した被保険者又は被保険者であつた者の当該分娩に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。  
(船員法の一部改正)
- 7 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。  
第四十四条の二第一項中「並びに産前産後の女子が第八十六条の規定によつて作業に従事しない期間及びその後三十日間」を「、産前産後の女子が第八十六条の規定によつて作業に従事しない期間及びその後三十日間並びに妊娠中の女子が第八十六条の二の規定によつて作業に従事しない期間」に改める。  
第八十六条第一項及び第二項中「六週間」を「八週間」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
第八十六条の二 船舶所有者は、つわりのため就業が著しく困難な女子の請求があつたときは、その者の就業が著しく困難な間は船内で作業に従事させてはならない。  
第一百三十一条第一号中「第八十五条第三項、」の下に「第八十六条の二、」を加える。  
(船員法の一部改正に伴う経過措置)
- 8 この法律の施行前に出産後六週間を経過した女子の当該出産に係る船内で使用してはならない期間については、なお従前の例による。  
(日雇労働者健康保険法の一部改正)
- 9 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。  
第十六条の五第一項中「二十一日」を「二十八日」に改める。  
(日雇労働者健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
- 10 この法律の施行前に分娩の日以後二十一日を経過した被保険者の当該分娩に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。  
(女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部改正)
- 11 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項及び第五条中「六週間」を「八週間」に、「十二週間」を「十六週間」に改める。  
(女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
- 12 この法律の施行前の国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員の出産(この法律の施行前六週間以内のものを除く。)に伴い当該女子教育職員の勤務する学校の教育職員の職務を補助させるため任命権者が臨時的に任用する教育職員の任用の期間については、なお従前の例による。  
(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
- 13 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「四十二日」を「五十六日」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

- 14 この法律の施行前に出産の日以後四十二日を経過した組合員の当該出産に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

- 15 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「四十二日」を「五十六日」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

- 16 この法律の施行前に出産の日以後四十二日を経過した組合員の当該出産に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

- 17 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項中「四十二日」を「五十六日」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

- 18 この法律の施行前に出産の日以後四十二日を経過した組合員の当該出産に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

## 理 由

母体の保護を図るため、出産に伴う産前産後の休業の期間をそれぞれ八週間に延長するとともに、使用者は、つわりのため就業が著しく困難な女子が休業を請求した場合においては、その間就業させてはならないこととし、あわせて健康保険法等による出産手当金の額を増額することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十四年度において約四億円（平年度約六億円）の見込みである。